

群馬県適正化通信 NO. 97(平成28年9月号)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正による

IT点呼制度の対象拡大・要件緩和及びIT点呼実施可能営業所の適用拡大について

今般、IT点呼の対象拡大に係る貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用の一部改正が公布・施行（平成28年7月1日から）され、Gマーク認定営業所においてはIT点呼制度の対象が拡大及び要件緩和がなされ、また、Gマーク未認定の営業所についても要件を満たしていればIT点呼（営業所～車庫間のみ）を実施することが可能となりました。

なお、IT点呼を実施するにあたり、使用する機器の条件や、運輸支局長等への申請、運行管理規定等の変更については、これまでと変わりません。

また、遠隔地IT点呼を実施しようとする事業者は、遠隔地IT点呼実施営業所（IT点呼を実施する営業所）及び被遠隔地IT点呼実施営業所（当該運転者が所属する営業所）を管轄する運輸支局長等に、遠隔地IT点呼実施予定日の原則10日前までに「IT点呼・遠隔地IT点呼に係る報告書（新規）」の提出が必要となります。

Gマーク未認定の営業所については、「IT点呼・遠隔地IT点呼に係る報告書」の「4. 宣誓事項」へ、巡回指導を受けた年月日・改善報告を行った年月日・巡回指導の総合評価（改善報告を行った事業者は、改善報告後の評価）・点呼の項目の判定（改善報告を行った事業者は、改善報告後の判定）を記入する必要があります。

《Gマーク認定営業所に係る主な改正点》

● IT点呼制度の対象拡大・要件緩和の改正趣旨

- 近年、スマートフォンなど携帯通信機器や『クラウド型』のデータ保存が普及・高度化していることに鑑み、確実な点呼実施を前提として、IT点呼制度について、遠隔地への対象拡大とデータの記録・保存に係る要件緩和を行うこととする。
- 遠隔地点呼へのIT機器の導入促進により、アルコールチェックを含めた点呼の更なる実効性向上を図る。

● Gマーク認定営業所におけるIT点呼について

- 今まで実施可能であったIT点呼 
 - ① 営業所と所属車庫間でのIT点呼が実施可能。
（※ 実施時間の制限なし）
 - ② 双方がGマークを取得している、同一事業者の2営業所間でのIT点呼が実施可能。
（※ 実施時間の制限あり → 1営業日の内の連続する16時間以内）
 - ③ 双方がGマークを取得している、同一事業者の営業所と他営業所所属車庫間でのIT点呼が実施可能。
（※ 実施時間の制限あり → 1営業日の内の連続する16時間以内）
 - 改正で拡大されたIT点呼 
 - ④ 双方がGマークを取得している、同一事業者の営業所間において、遠隔地の運転者に対するIT点呼が実施可能。
（※ 実施時間の制限あり → 1営業日の内の連続する16時間以内）
- ただし、運行上やむを得ない場合にのみ実施可能。
- ※ 運行上やむを得ない場合とは、遠隔地で乗務が開始又は終了するため、乗務前点呼又は、乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合等が該当します。

- ★ 遠隔地 I T 点呼実施営業所と被遠隔地 I T 点呼実施営業所の双方が、G マークの認定を受けている、同一事業者の営業所間に限り、I T 点呼を実施できます。
- ★ 遠隔地 I T 点呼実施営業所が G マーク未認定の営業所の場合や、運転者が G マーク未認定の営業所に所属する運転者の場合等、どちらか一方しか G マークの認定を受けていない場合の I T 点呼については、認められておりません。

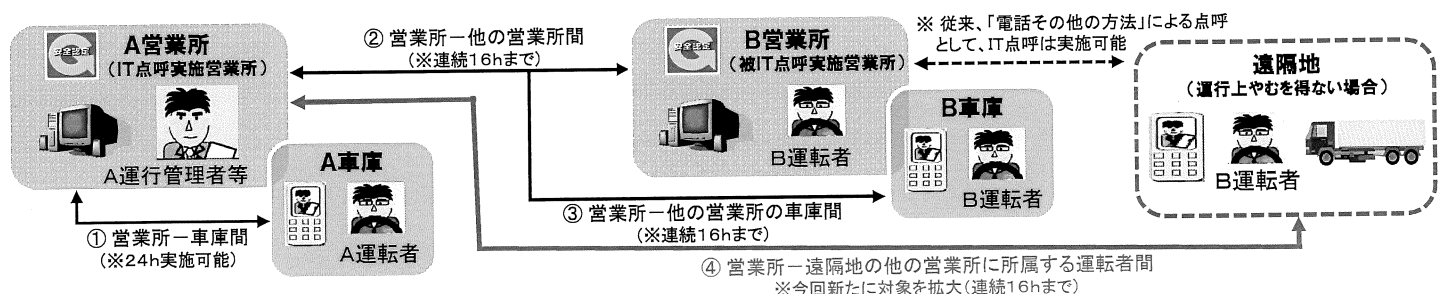
●遠隔地 I T 点呼を実施した場合の、点呼記録簿への記録及び保存の方法について

- 遠隔地 I T 点呼を実施した場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができます。
- 実施した遠隔地 I T 点呼について、遠隔地 I T 点呼実施営業所・被遠隔地 I T 点呼実施営業所の双方で、記録及び保存をする必要があります。
- 遠隔地 I T 点呼を実施した場合、遠隔地 I T 点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やか（原則、翌営業日以内。）に、その記録した内容を被遠隔地 I T 点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、「遠隔地 I T 点呼実施営業所の名称」、「遠隔地 I T 点呼実施者の名前及び通知の内容」を、点呼簿へ記録及び保存する必要があります。
- 被遠隔地 I T 点呼実施営業所の運行管理者等は、遠隔地 I T 点呼実施営業所が適切な点呼を実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を遠隔地 I T 点呼実施営業所の運行管理者等に伝達する必要があります。
- 遠隔地 I T 点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規定に明記するとともに、運行管理者及び運転者等の関係者に周知をする必要があります。
- 日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）に基づき、当該運転者が所属する営業所の整備管理者または整備管理補助者が行う必要があります。

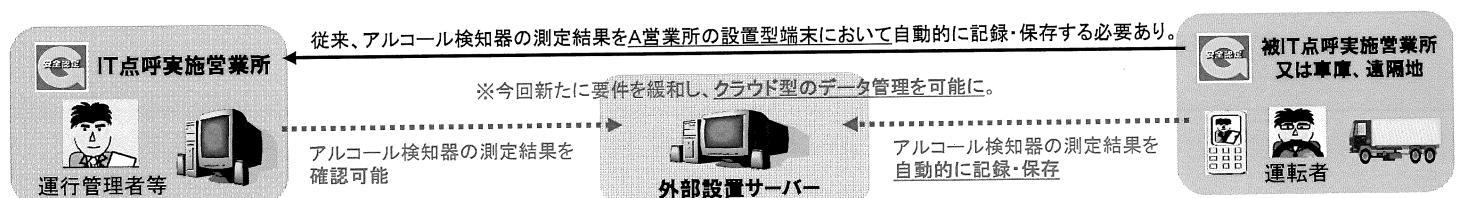
●酒気帯びの状況に関する測定結果の記録・保存について

従来、アルコール検知器の測定結果については、I T 点呼実施営業所の設置端末において自動的に記録・保存する必要がありましたが、今回新たに要件が緩和されたことにより、アルコール検知器の測定結果を自動的に記録・保存及び、測定結果を I T 点呼実施営業所が常時確認可能な、外部設置サーバーへのクラウド型のデータ管理が可能となりました。

- ① 現在運転者が所属する G マーク営業所又は車庫で実施することとしている I T 点呼について、遠隔地等においても運転者の所属する営業所以外の運行管理者により、I T 点呼を実施できるよう、通達改正。



- ② 酒気帯びの状況に関する測定結果の機器への記録・保存について、従来、「運行管理者の営業所の設置型端末」としていたところ、クラウド型の記録・保存についても認められるよう通達を改正。



《Gマーク未認定の営業所に係る主な改正点》

● I T 点呼実施可能営業所の適用拡大の改正趣旨

- 点呼は、営業所において対面で実施することが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合には、運行管理者や補助者（以下、運行管理者等）が車庫に行き又は運転者が車庫から一旦営業所に来て点呼を実施している。
- 「事業用自動車総合安全プラン2009」の中間見直し（平成26年11月）において I T 点呼実施の対象事業者の拡大等の検討が今後の方向性として示されている。
- 運行管理者等が車庫に行くなどして点呼を実施することは、中小トラック事業者の大きな負担となっており、全日本トラック協会は、生産性向上の観点から I T 点呼機器を用いて行う点呼の一部拡大を要望している。
- 現在、Gマーク営業所に認めている I T 点呼のうち、営業所と車庫間における I T 点呼をGマークの認定を受けていない営業所においても、一定の要件を満たす場合に認めることとする。

● Gマーク未認定の営業所における、営業所と車庫間の I T 点呼適用について

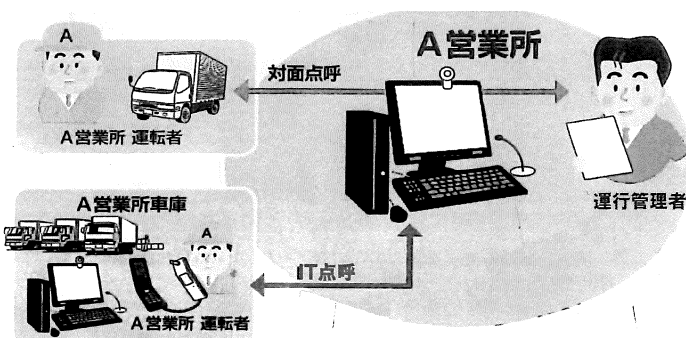
従来、I T 点呼の実施にあたっては、Gマークの認定を受けている事業者に限り実施が認められておりましたが、今般の一部改正に伴い、一定の要件（下記、「Gマーク未認定の営業所が I T 点呼を実施する際に必要な要件について」参照。）を満たすことを前提として、Gマーク未認定の営業所についても、営業所と当該営業所の車庫間における点呼について I T 点呼が認められることとなりました。

● Gマーク未認定の営業所が I T 点呼を実施する際に必要な要件について

- ① 運輸開始後3年を経過している営業所であること。
- ② 過去3年間、当該営業所に所属する事業用貨物自動車が第1当事者となる、自動車事故報告規則に掲げる事故を引き起こしていないこと。
- ③ 過去3年間、点呼の実施違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと。
- ④ 適正化実施機関の直近の巡回指導時における総合評価が「D、E」以外であり、点呼に関する指摘がない又は、点呼に係る改善報告書が3ヶ月以内に提出され改善が図られ、改善後の総合評価が「A、B、C」に改善されていること。

※1 都市部等で営業所に隣接した車庫を確保することが困難な場合があることから、告示において地域毎に営業所と車庫間の距離の上限を定めている。（以下は告示の一部）

20km	10km
東京都(特別区に限る)、横浜市、川崎市	札幌市、埼玉県、千葉県、東京都(特別区以外)、神奈川県(横浜市、川崎市以外)、愛知県、京都府の一部、大阪府の一部、兵庫県の一部、北九州市、福岡市 等



必要とする要件

- ① 運輸開始後3年を経過していること。
- ② 過去3年間、第1当事者となる自動車事故報告規則に掲げる事故を引き起こしていないこと。
- ③ 過去3年間、点呼の実施違反に係る行政処分を受けていないこと。
- ④ 適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD、E以外であり、点呼に関する指摘がない又は点呼に係る改善報告書が3ヶ月以内に提出され改善が図られていること。

●運輸支局長等への報告関係について

- 遠隔地 I T 点呼を実施しようとする事業者は、遠隔地 I T 点呼を実施する営業所及び被遠隔地 I T 点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、遠隔地 I T 点呼実施予定日の原則 10 日前までに「I T 点呼・遠隔地 I T 点呼に係る報告書（新規）」の提出が必要となります。
- 提出した報告書の記載内容を変更しようとする場合は、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に「I T 点呼・遠隔地 I T 点呼に係る報告書（変更・終了）」の提出が必要となります。
- 遠隔地 I T 点呼の実施を終了しようとする場合は、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に「I T 点呼・遠隔地 I T 点呼に係る報告書（変更・終了）」の提出が必要となります。

【主な問合せ事項 Q & A】

- Q 1. G マーク未認定の営業所が、I T 点呼を実施する場合の『I T 点呼・遠隔地 I T 点呼に係る報告書（新規）』を提出する際に必要な「4. 宣誓事項」の適正化実施機関への巡回指導結果の照会について、行政書士等に照会してもらうことは可能か。
- A 1. 事業所の評価内容であることから、宣誓内容の照会については、当該事業者以外の人への回答はできません。
- Q 2. G マーク認定営業所において実施可能な遠隔地における I T 点呼について、当該運転者に対し、I T 点呼を実施する営業所や運行管理者又は補助者を事前に運行計画として示す必要はあるのか。また、その運行計画は保存する必要があるのか。
- A 2. 遠隔地 I T 点呼については、『定時で運行するなど定型的な業務形態にある』となっていることから、どの営業所の運行管理者又は補助者が I T 点呼を実施するのか等を記載した書類やファイル等を作成し、保存しておくことが望ましい。
- Q 3. I T 点呼を実施するにあたり、運行管理規定の見直しは必要か。
- A 3. 『I T 点呼の運用に関し必要な事項については運行管理規定に明記する』となっていることから、運行管理規定の変更は必要である。
- Q 4. G マーク認定営業所において実施可能な遠隔地における I T 点呼を実施した際の点呼の取扱いについては、『当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができる』となっているが、点呼記録簿へは I T 点呼と分かるように記載した方が良いのか。
- A 4. 遠隔地における I T 点呼を実施した際は、点呼記録簿に「I T 点呼」と分かるように記録することが望ましい。
また、営業所と当該営業所の車庫間において実施した I T 点呼については、対面点呼として取扱われる。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821